

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための

### 休業要請と協力金の支給について（観光業者の方々へ）

東伊豆町では夜間営業の飲食店に対する休業要請に続き、新型コロナウイルス感染者の町内流入リスクを抑えるべく、観光業者を対象に緊急事態宣言の自粛期間まで休業していただくよう要請することになりました。

つきましては、この要請に対し東伊豆町として協力金を支給しますのでご確認のうえ申請手続きをお願いします。

#### □対象事業者

**宿泊業、観光・レジャー施設、ダイビング業、遊漁船**

#### □給付対象者

1. 町内で営業している事業者。
2. 自粛解除後も引き続き営業をしていただける事業者。
3. 町税に滞納がないこと。  
(令和元年12月末日までの納期の到来したもの)  
但し、納付計画等を行っている場合は給付可
4. 反社会的勢力（暴力団等）関係者でないこと。

#### □休業要請期間

令和2年4月27日（月）から5月6日（水）まで

#### □協力金

1事業所につき 200,000円

#### 協力金の申請について

◆受付期間 令和2年5月14日（木）から6月5日（金）まで

◆申請書類 5月8日にホームページへ掲載する予定（準備中）

- ①休業要請協力金申請書
- ②当町で営業していることが証明できるもの
- ③申請時に、休業していたことを証明できるもの  
(休業告知を掲示した写真、休業が分かるホームページの写し)
- ④暴力団排除誓約書

～ お問い合わせ先 東伊豆町観光商工課（0557-95-6301）～